

7月に介護保険料の年額が決まります

介護保険料の算定基礎となる市町村民税が6月に確定することから、7月に平成20年度の保険料額を正式に決定します。7月中旬に、納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書を65歳以上の被保険者の皆さんに送付させていただきます。

介護保険料は支え合いの制度です。一定期間を超えて保険料を納付されない場合、介護サービスを受ける際に給付の時差し止めや利用者負担の引き上げなど給付制限がかかります。安心してサービスを利用するためにも保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

【特別徴収】
年金の年額が18万円以上
(月額15,000円以上)の方
※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象となります。
【普通徴収】
II 納付書、口座振替での支払い
毎月送付する納付書による現金納付、または指定された預金口座からの引き落とし

閑長寿介護課
☎(22)0210

<65歳以上の方の介護保険料>		所得段階区分	保険料額年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.50	22,800円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.50	22,800円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.70	31,900円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯員の中に市町村民税課税者がいる方	基準額	45,600円
第5段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.26	57,400円
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額×1.52	69,300円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.70	77,500円

※世帯員であるか否かは、賦課期日の4月1日時点の住民登録（平成20年4月1日）により判断します。ただし、年度途中で資格取得したときは、資格取得日時点の住民登録により判断します。

※年度途中に第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、被保険者期間（月単位）に応じて介護保険料を計算します。

※平成17年度の税制改正により市町村民税非課税者から課税者となり、介護保険料の所得段階が上がった場合、保険料負担の急増を避けるため、平成19年度と同様平成20年度についても激変緩和措置が適用されます。

ご家族の社会保険の被扶養者になられませんか？

国民健康保険税は、世帯内の国保加入者の数、所得等によって税額が変わりますが、職場で加入する社会保険は、被扶養者の数にかかわらず、給与から天引きされる保険料は増えません。

ご家族の中に社会保険加入者がおられる方は、被扶養者になれるかご確認ください。

●基本的な扶養認定基準は？

- ・60歳未満の方：年間収入130万円未満
- ・60歳以上の方や厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金等の公的年金、恩給等を受給中の方：年間収入180万円未満

※別居しているご両親等を被扶養者とすることができる場合もあります。

●医療機関での窓口負担額は？

窓口負担額は変わりません。

●厚生、共済年金加入者の配偶者は年金も変わります！
厚生年金、共済年金の加入者である配偶者の扶養になると、第3号被保険者となり、国民年金保険料の支払いも不要となります。

●社会保険の被扶養者となったら？

- 次のものをご持参の上、各支所または保険年金課へ
- ①加入した社会保険の保険証
 - ②国保の保険証
 - ③印鑑

※加入する社会保険によって、保険料や扶養の認定基準等については異なりますので、ご家族の加入されている職場の社会保険の担当者にご確認ください。

閑 保険年金課 ☎(25)8137

元気 いきいき 応援します！ シリーズ 24

いきいき元気です！

最近2週間で次のようなことはありますか。

- ①毎日の生活に充実感がない。
- ②これまで楽しんでいたことが楽しめなくなつた。
- ③以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- ④自分が役に立つ人間だと思えない。
- ⑤わけもなく疲れたような感じがする。

高齢期になると、身体の衰えを感じたり、何らかの病気を患うこともあります。今までできていたことができなくなることもあります。身近な人を失う経験も多くなります。このようないどが重なり、「うつ」状態になつていいくことも少なくありません。うつにならない日常生活のヒント



このコーナーでは市内で開催した認知症サポート養成講座の様子を紹介し、高島市でも温かいオレンジリングの輪が広がっている様子をお伝えします。

このイベントによる講話と寸劇の構成で、具体的に認知症とはどのような病気か、どのように接することができるのかを学習しました。身近なテーマの寸劇に、つながるのかを学習しました。多くの方がうなづきながら学んでおられました。

オレ・ゾジーリングの輪！

介護予防教室 「元気カレッジ」8月の予定

65歳以上の方を対象とした、みんなで元気づくりに取り組む教室です。

○元気の源 いただきます！

開催日	会 場
1日(金)	安曇川保健センター
4日(月)	今津保健センター
8日(金)	高島保健センター
18日(月)	マキノ健康福祉センター

○転ばぬ先の体力づくり

開催日	会 場
11日(月)	安曇川保健センター
22日(金)	朽木保健センター

▼時 間 10時～12時

▼申 込 「元気の源」の時は各開催日の1週間前までに必要。
(それ以外は申込不要)

▼持ち物 お茶、タオル

▼参加費 無料

閑 地域包括支援センター または
NPO法人どろんこ
☎(20)2301

家族介護教室 8月の予定

介護している方や、介護に関心のある方の教室です。

○ 6日 (水) 安曇川保健センター

「体の動かし方・福祉用具について」
講師：湖西広域リハビリテーション支援センター

- ・清水理学療法士
- ・西上作業療法士

○26日 (火) 新旭保健センター

「認知症になった方を介護する」
講師：やまゆりの里

- ・山崎雅也 認知症専門指導士

▼時 間 11時～15時

▼参加費 無料（昼食代実費負担）

閑 地域包括支援センター ☎(22)0193